

高崎市役所地下食堂の営業に関する委託業務プロポーザル実施要項

1 目的

高崎市が「高崎市役所地下食堂の営業に関する委託業務」に係る契約の相手方となる事業者を公募及び選定するにあたり、この要項に基づき公募型プロポーザル方式により優れた提案や実績などを審査したうえで、最も適した事業者を選定するものとする。

2 委託概要

- (1) 業務名称 高崎市役所地下食堂の営業に関する委託業務
- (2) 業務場所 高崎市役所地下 1 階
- (3) 業務内容 別紙「高崎市役所地下食堂の営業に関する委託業務仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約日(令和 6 年 4 月予定)から令和 7 年 3 月 31 日まで(年度更新あり)
- (5) 契約相手 高崎市職員厚生会との契約

3 業務の趣旨

高崎市役所における来庁者の利便性の向上及び高崎市職員の福利厚生の一環として、高崎市役所地下 1 階にある食堂施設の運営を事業者に委託するものである。

4 参加資格及び制限等

(1) 参加条件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている事業者であること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- ② 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 16 年高崎市告示第 288 号)の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④ 法人であること。
- ⑤ 高崎市暴力団排除条例(平成 24 年高崎市条例第 72 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥ 参加申込時点で、国税及び地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- ⑦ 高崎市内に本店又は営業所(運営食堂等を含む)を有している者。
- ⑧ 本プロポーザルに参加する者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(2) 参加に係る制限

- ① 参加申請書等の提出は、1 者につき 1 点に限る。
- ② 共同企業体による参加は認めないものとする。

(3) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から最優秀提案者の決定日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

5 募集スケジュール及び手続

(1) 応募説明会及び現地見学会

開催日時	令和6年2月26日(月) 午後2時30分
場所	高崎市役所20階研修室及び地下食堂
備考	参加申請書類の提出を予定する場合は、必ず出席すること。 説明会に欠席の事業者は参加申請書類の提出を認めない。 参加者は、本要項、参加申請書類一式、仕様書、厨房設備関連資料を印刷して持参すること。

(2) 実施要項及び提出書類に関する質問及び回答

受付期間	令和6年2月27日(火)～令和6年3月1日(金) 午後5時
提出書類	質問書(様式第5号)
提出方法	下記事務局宛てに電子メール又はFAXにて提出 ※電話による質問は受け付けない
回答日及び回答方法	回答日: 令和6年3月6日(水) 回答方法: (1)の説明会参加者へ電子メール又はFAXにて質問及び回答を送付する。
備考	質問は、本プロポーザルの内容に限る。

(3) 参加申請書類の提出

提出日時	令和6年3月14日(木)、15日(金) いずれかの指定する時間
提出書類	①参加申請書(様式第1号) ②登記事項証明書 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ③国税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書 税務署発行の「その3の3」様式 ④群馬県税の納税証明書(群馬県内に本店又は営業所がある場合) 「第45号の3」様式の完納証明書 ⑤高崎市税の納税証明書(高崎市内に本店又は営業所がある場合) 完納証明書(滞納額がない証明) (②～⑤は、いずれも提出日の3ヶ月以内に発行されたもの、原本又はコピー) ⑥直近2期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書) ※2期目の決算を行っていない場合は、1期目の決算に係る財務諸表のみで可 ⑦法人概要書(様式第2号) ⑧誓約書(様式第3号)

	⑨企画提案書（様式第4号）
提出方法	下記事務局宛てに電話連絡したうえで、指定する時間に事務局へ持参すること。 持参時にヒアリング（事業者説明約15分、質疑約15分）を実施する。
備考	提出書類に不備があった際は受理をしない。

6 提案内容の評価について

提案内容の評価は、下記の評価項目ごとに行う。

評 価 項 目	① 経営状態	・経営状態の健全性、長期運営の可否
	② 運営方針	・市役所施設として適切か ・アピール事項
	③ 事業実績	・給食事業の経営実績、遂行能力
	④ 事業収支計画	・事業収支計画は健全か
	⑤ メニュー	・メニューの内容及び種類 ・販売価格
	⑥ 営業方式	・混雑緩和のための工夫、利用者へ配慮したサービス等
	⑦ 安全・衛生管理	・安全・衛生管理体制 ・事故防止対策
	⑧ 実施体制	・人員配置 ・従業員への教育体制
	⑨ 営業開始日	・営業開始日

7 選定について

(1) 選定方法

高崎市が別に設置する高崎市役所地下食堂の営業に関する委託業務プロポーザルに係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。提案された企画提案書について評価基準をもとに審査（書類審査）を行い、総合評価が最も高い最優秀提案者を選定する。

プロポーザル参加者が1事業者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下、「提出書類」という）について、この要項について示した提出方法及び提出期限を正当な理由無く守らなかったとき。
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- ③ 4に記した「(1) 参加条件」に掲げる要件を満たさなくなったとき。

④ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

(3) 選定結果及び公表

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面又はメールで通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を市のホームページに掲載し、公表する。

審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。

8 契約の締結について

- (1) 選定された最優秀提案者と高崎市とが協議し、提案された内容を加味し委託業務に係る仕様を確定させたくえで高崎市職員厚生会と契約を締結する。
- (2) 契約期間は年度内とするが、継続することに支障がなければ、1年ごとに更新するものとする。
- (3) 契約手続き及び契約書は、高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）の定めに従う。

9 その他の留意事項

- (1) 提出書類の変更の禁止
 - ・提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (2) 返却等
 - ・提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 費用負担
 - ・企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) その他
 - ・参加者は、参加申請書の提出をもって、実施要項等の記載内容に同意したものとする。

事務局（問い合わせ先及び各種書類の提出先）

高崎市 総務部 職員課

〒370-8501 高崎市高松町35番地1

TEL : (027) 321-1209

FAX : (027) 324-6323

E-mail : shokuin@city.takasaki.gunma.jp